

No.	質問	回答
1	<p>第1号の方の入浴援助をしてはいけないのですか、独居で自宅での浴槽の出入りの難しい方がいたり近所の温泉に行けなく困っている方もいるのですが。</p>	<p>入浴サービスの提供が必要な人には、提供する必要があります。その際に利用者から別途料金を徴収することはできません。</p>
2	<p>理解しました。今までの捉え方、解釈と何ら変わりなく入浴の必要性がある利用者については事業所として要支援・要介護関係なく対応していく必要がある。またケアマネ側としても適切なアセスメントを行った上で、入浴の必要性があればプランに組み込む事が重要。未だ介護度のみで入浴の可否を判断している事業所があるのでしょうか。</p>	<p>サービス調整時にそのような対応を受けたことがあるというお話はお聞きしたことがありますが、要介護度のみをもってサービスの提供を拒否すべきではないと考えております。</p>